



# 市立酒田看護専門学校入学試験

●お問い合わせ／市立酒田看護専門学校 ☎24-2260

種別	募集人員	受験資格	入学試験	申し込み
推薦入試	10人程度	次の①～③の全てを満たす方 ①本市、遊佐町、庄内町内の全日制の高等学校を平成28年3月卒業見込みの方 ②学習成績評定3.8以上で高等学校長が推薦できる方 ③合格した場合は必ず本学校に入学できる方	期日／10月19日(月)▶場所／市立酒田看護専門学校▶選抜方法／調査書、推薦書、小論文、面接	推薦入試は10月6日(火)～9日(金)(必着)、一般入試は平成28年1月5日(火)～15日(金)(必着)の午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜日、祝日を除く)に、試験申込書に必要事項を記入し、〒998-0044、酒田市中町三丁目7-16、市立酒田看護専門学校に郵送または持参 ◆試験申込書は同校にあります。 ◆推薦入試、一般入試の受験料8,000円は、出願時に市指定金融機関に振り込んでください。
一般入試	20人程度	●高等学校を卒業した方または平成28年3月卒業見込みの方 ●高等学校卒業と同等の学力があると認められる方	【一次】期日／平成28年1月22日(金)▶場所／市立酒田看護専門学校▶科目／学科試験(古文、漢文を除く国語、数学I、英語I・II)、小論文 【二次】期日／平成28年2月5日(金)(一次試験合格者)▶場所／酒田勤労者福祉センター(緑町)▶科目／面接	

# 日本海総合病院・酒田医療センター職員採用試験

●お問い合わせ／地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構法人管理部総務課 ☎26-2001

職種	人数	受験資格	採用試験	申し込み
看護師	20人程度	昭和55年4月2日以降に生まれた方で、看護師(婦)免許を有する方、または平成28年5月末までに当該免許を取得する見込みの方	【一次】期日／8月1日(土)▶場所／日本海総合病院▶科目／職場適応性検査、専門試験▶合格発表／8月中旬 【二次】期日／8月29日(土)(一次試験合格者に通知)▶場所／同病院▶科目／面接▶合格発表／9月中旬	7月15日(水)までの午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜日を除く)に受験申込書に必要事項を記入し、〒998-8501、酒田市あきほ町30、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構日本海総合病院総務課へ郵送または持参 ◆受験案内、受験申込書は日本海総合病院および酒田医療センターにあるほか、同病院機構ホームページからもダウンロードできます。
薬剤師	若干名	昭和51年4月2日以降に生まれた方で、薬剤師免許を有する方、または平成28年5月末までに当該免許を取得する見込みの方	期日／8月1日(土)▶場所／日本海総合病院▶科目／職場適応性検査、専門試験、面接▶合格発表／8月下旬	

## 受水槽の立ち入り調査に協力してください

●お問い合わせ／市水道局管理課業務管理係 ☎22-1814

市水道局では、受水槽の維持管理の状況を把握するため、現地立ち入り調査を実施しています。

対象／受水槽の有効容量が10立方㍎以下の小規模貯水槽水道

時期／6月下旬～8月上旬

◆該当施設には事前に電話連絡し、訪問日時を決定しますので、ご協力をお願いします。



# 情報公開条例・個人情報保護条例に基づく情報公開・開示状況をお知らせします

お問い合わせ／市総務課総務係 ☎26・5700

本市は、情報公開条例および個人情報保護条例を制定し、情報の公開を進めるとともに、個人情報保護の充実に努めています。

## ○平成26年度情報公開条例に基づく情報公開

実施機関	請求件数	公開など決定の状況				不服申立て状況
		公開	部分公開	非公開	不存在	
市長	25件	9件	15件	0件	1件	0件
議会	1件	0件	1件	0件	0件	0件
教育委員会	9件	7件	2件	0件	0件	0件
水道事業管理者	1件	1件	0件	0件	0件	0件

◆実施機関の「市長」には、総務部、企画振興部、市民部、健康福祉部、建設部、農林水産部、商工観光部、市立八幡病院などの市の組織が属します。

◆「市長」以外の実施機関には、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会および水道事業管理者があります。

## ○平成26年度個人情報保護条例に基づく情報開示

実施機関	請求件数	開示など決定の状況				不服申立て状況
		開示	部分開示	非開示	不開示	
市長	3件	3件	0件	0件	0件	0件
		固定資産課税用家屋図面				

◆「市長」以外の実施機関には、個人情報の開示請求はありませんでした。

# ひとり親家庭等医療費給付制度のお知らせ

お問い合わせ／市子育て支援課家庭支援係 ☎26・5734、各総合支所地域振興課市民係

18歳以下の児童を扶養している母子家庭、父子家庭などの方が、医療機関で診療を受けた時の、自己負担分（保険診療分）を市が代わって負担する制度です。

対象／前年（1月～6月に申請の場合）は前々年の所得税が非課税で次のいずれかに該当する方

- ① 配偶者のない方で18歳以下の児童を就労により扶養している方とその児童
- ② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律により、配偶者が保護命令を受けた方で18歳以下の児童を扶養している方とその児童
- ③ 身体または精神に重度の障がいがある父または母がいる場合、その配偶者と18歳以下の児童
- ④ 父母のいない18歳以下の児童

助成内容／健康保険で受診したときの自己負担分が無料（入院時の食事は対象外）

手続きに必要なもの／健康保険証（対象となる方全員分）。転入など

◆就労などにより児童を扶養して

いることが要件ですが、就労が困難な方も対象になる場合があります。その場合は申請書のほかに証明書類の提出が必要です。

## 更新の手続き

毎年7月に対象となるか課税状況を審査します。

有効期限が平成27年6月30日までの医療証を持っている方には、更新手続きの案内を6月中旬に郵送します。対象を確認の上、6月16日(火)～30日(火)に忘れずに手続きしてください。

◆医療証を持っていない方で、対象に該当する場合は、早めに申請してください。

## こんなときは手続きが必要です

- 住所、氏名、加入している健康保険に変更があった場合
- 対象者が県外で受診した場合
- 医療証は県内ではしか使えませんが、自己負担した医療費の領収書（レシート不可）、健康保険証、医療証、印鑑、金融機関の通帳を提示して市に請求できます。